

|     |                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日 時 | 平成 23 年 5 月 24 日（火）10：00～                                                                                                                                                                                                                                 |
| 場 所 | メイトム宗像 多目的ホール                                                                                                                                                                                                                                             |
| 出席者 | <p>【会 長】 ■松永 年生</p> <p>【副会長】 ■塩川 雄二</p> <p>【委 員】 ■梶原 伊津子    ■権田 要助    ■十時 裕    ■東 博子</p> <p>          ■前田 誠            ■松山 道代    ■森 裕亮    ■山寄 直子</p> <p>【事務局】 ■福崎    ■石松    ■中村    ■樺島    ■本田    ■中野</p> <p>          ■花田    ■田村    □宮本    □上田    ■飛永</p> |

## 1、会長あいさつ

## 2、前回会議録の確認

梶原：「行政に対してのアドバイスをお願いする」について、「できないところもあるかもしれないが、できるだけ皆さんの希望が叶うようアドバイスをお願いする」という意味。

⇒「可能な限り満足できるような施策…」に修正する。

## 3、審議項目④地域間格差

- ・現時点でのまとめ…資料説明(会長)

○行政に求める事項の 3. 人材育成に関して。事務局長に止まらず、事務局スタッフに対するもの、コミュニティ間に対するものを加えてはどうか。

⇒裾野を広げるためにも、事務局スタッフ、コミュニティ間を付け加えることを提案する。

会長；審議項目名についてはどうか。

○「地域特性」という言葉が先に来る方がいい。また「コミュニティ間における地域特性」という表現はどうなのか？ピンと来ない。

○「数量的」とはどういうところに現れているのか。「コミュニティの地域特性と数量的格差」の方が良いと思う。

○地域特性という言葉の前に出した方がイメージ的に分かりやすい。大事なの中身。

会長；「コミュニティの地域特性及び数量的格差」に改める。

#### 4、審議項目⑤コミュニティ・センターの整備、管理

##### ・現状と課題…説明（事務局）

○指定管理者とは、言葉の意味合いではセンターの「管理のみ」と思われがちだが、この場合の管理には「運営」が含まれている。しかし、「運営」を含んで契約していることまで理解されてはいないのではないか。

一般的に指定管理は法人を相手に契約するが、宗像市のコミュニティの場合は任意団体で OK としている。これは新しいスタイルと言える。

事務局長の報酬は指定管理料から出ているが、他の役員報酬は別から出ていることも特徴的。賠償の件も、一般的にはまずは指定管理者が手続きを行うのが通常であるが、宗像の場合は市が担っている。

⇒コミュニティは法人格を持っていないが、「個人ではない」という点で法律をクリアし、指定管理者として契約している。

会長へは、指定管理者の責任料としての報酬は出していない（運営協議会から出ている）。「コミュニティ活動を担ってください」という意味合いで、まちづくり交付金が出ている。指定管理料の中には、自主事業もやってくださいという意味は薄い。

通常の指定管理者制度の契約では、指定管理者と市の関係は、ドライであることが普通であるが、宗像市のコミュニティ運営協議会については、かなり手厚い（と思う）。

○（赤間）会長の責任について。視察先で、公民館で事故が起きた際の賠償の請求先は「会長」と聞いた。これには問題があると思い、宗像市に確認したもの。

事務局が指定管理の管理について責任を持ち、会長以下の役員は指定管理以外（まちづくり交付金、コミュニティ活動）に責任を持つのかなと思っている。

今年の総会で、会長以下の活動費を増額した。

○（岬）補償については、コミュニティ課においても長い間、ご議論を頂いている。

センター管理については経費節減に努め、コミュニティビジネスにも取組まなければならない。会長職の責任については、今後も協議していく必要がある。

○役員手当（会長や事務局長など）は統一すべきではないか。

○役員手当は「まちづくり交付金」から出ていることから、各地区の裁量であろう。コミュニティで決めた方がいいのか、統一した方がいいのかという議論になる。

事務局長給与（手当以外）は、指定管理料から出ていることから、給与については規定があることになる。

役員手当を全地区統一することは、傍から見ると解かりやすいが、地区の自主性という面ではどうだろうか。

○（岬）事務局長多忙につき、事務局次長のポストを作った。会長も、ほぼ毎日のように様々な会合に出席している。ボランティアの意味合いが強いと思っているため、個人的には（自分への）手当の増額は不要だと思うが、他の役員さんには手当を上げてやりたい気持ちはある。

会長；コミュニティ・センターの整備についてはどうか。

○館そのものだけでなく、外構も含めたものがコミュニティ・センターだと思う。コミュニティ広場も含めて、館外の整備もお願いしたい。

○センター横の街区公園も管理している。昨年からセンター周辺の草刈り（年 3 回）も含めて 18 万円ほどになっている。  
→市民協働化提案制度に沿ったもの。

○ユニバーサルデザインの観点から。センターは防災拠点にもなっている。コミュニティ・センターと防災拠点を一体的に使えるように整備する必要があるが、福岡市では公民館と小学校の間に壁（物理的な壁・塀）があつたりする。

⇒防災関係は生活安全課が取り組んでいる。コミュニティ・センターは防災拠点でもある。

岬地区は、高潮の場合は高台に逃げてもらふ必要がある。川よりも低い位置の東郷コミセンは、避難する場合は近くの小学校等に避難してもらふ。生活安全課とも協議している。

会長；コミュニティ・センターの管理に関するものをお願いします。

副会長；協議会組織におけるセンターの位置づけについては明確にしておく必要がある。

指定管理者制度になってからは、自分たちでセンターを管理しなければならないという意識が芽生え、貸館制度に対する事務局員たちの意識が変わった。

指定管理者になったことにより、センター無料開放の日を設けることができたことは、成果だと思う。

指定管理者制度の位置づけをはっきりすべき。位置づけがはっきりしないと、会長手当、報酬などは議論できない。

○センター長が存在するのか。 ⇒ 以前は館長と事務局長がいた。

○センターがあればセンター長があつていいと思う。

センター長は事務局長であり、指定管理を受けるのは「長」である協議会会長。

会長は、事務局長に対してセンター長としての職を与える（センターを管理させる）。

センターの全権限をセンター長が持つことは自然な形であろう。

○（岬）センター責任者の名称として、館長かセンター長かを議論したが、館長・センター長は責任をすべて負うことになるため、事務局長で落ち着いた。

○名称によって責任の所在が分かり難いのであれば、検討した方がいい。

事務量からみて、昼の事務員2人というのは厳しいのでは。

○民間が指定管理者となった場合、すべての指定管理を引き受けると、指定管理料、交付金は十分ではない。

運営協議会は、自主的運営、ボランティア的な運営ということで受けている。これをパートナーシップというものか。

(質問) コミュニティ・センターでモノを売る行為は可能か。 ⇒ 可能です。

○電気使用料について。例えば大島地区では、団地地区(都市部)で行われるようなサークル活動は期待できない(利用料収入は見込めない)。

電気代については、大半を市が負担すべきではないか。それによって、使用料収入をコミュニティ活動に投入することができる。

市の負担額は、地区が努力するためには、全額ではない方がいい(80~90%)。

前年度の利用料収入をみて、次年度の(市の)負担額を決めるというシステムはどうか。

各センターが同じスタートラインに着くためにも必要なこと。

⇒旧玄海、大島については、指定管理料の中に赤字補填分の額を入れている。

大島1年目は手探りの中で補填額を積算した。

結果、旧玄海地区・大島では、見込み額と実際の収入額とが1~2桁ほど違った。

会長；交付金と指定管理料の議論をしているが、「第三の交付金」は考えられないか。

## 5、審議事項⑥コミュニティビジネス(協働委託)

- ・現状と課題・・・事務局説明
- ・審議

会長；審議は次回行う。

○コミュニティビジネスという審議事項を変えるべきではないか。

資料の表で示されている事業の内容は、“ビジネス”とは言えないと思う。

○コミュニティビジネスとは、自主財源を自前で稼ぐことなのか。

そもそも、ビジネスとは「利益」という意味だけではなく、「事業」「活動」という意味もある。

○タイトルをコミュニティビジネスにしてしまうと、狭い意味になってしまう。課題が、自主財源をどうするかであれば、タイトルを変えるべき。

## 6、その他

赤間西事務局長

指標を設けることで、活動が縛られることもある。

指定管理料には、設備更新(料)が組み込まれていない。

日の里事務局長

日の里の役員は全員自治会長(町内会長)で、役員手当に区長手当が上乗せされている。

古いコミュニティ・センターの修繕料が年間5万円では辛い。見直しを。

自由ヶ丘会長

利用料は収入ではなく収益で見てほしい。備品買い替えや修繕、清掃も出てくる。

数量格差に加えて、仕事量の格差もある。

役員手当は市からは出していない。

住民票等の発行受託…機械がやっているのではない。人手(手間)を取っている。

コミュニティビジネスは、「黒字か赤字か」では論じられない。

コストミニマムができればよい。(分別収集、粗大資源ゴミ回収、ゴミ袋販売、等)

会長 締めくくりにワークショップ審議会を行いたい。

6月7日に案を出す。

### 次回日程

平成23年6月7日(火) 10:00～

宗像市役所103B会議室